

第4章 計画の方向性

1. 本計画の基本理念

本市では、「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」を将来のイメージ像に据え、総合的なまちづくりを推進しています。

本計画はこれを踏まえ、誰もが性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮して輝くことができる男女共同参画社会の実現を目指すものであり、本計画の基本理念を以下のとおり定め、具体的な施策を展開します。

基本理念

だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく“きらめく”まち南丹市

2. 基本目標

本計画では、前計画に引き続き、4つの基本目標の下、施策を推進していきます。

基本目標1

男女共同参画の意識づくり

〇広報・啓発活動や、教育機関や生涯学習を通じて、男女共同参画の意識の浸透と醸成に努めます。

基本目標2

地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

〇家庭や地域社会等、様々な場面で男女共同参画が進展するよう、市民との協働による男女共同参画社会の実現を目指します。

基本目標3

働く場における男女共同参画の推進

〇職場における女性活躍の推進や、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て支援策の充実等に努めます。

基本目標4

安心・安全な男女共同参画社会づくり

〇高齢者や障がいのある人の自立支援や、市民の健康づくりの支援、ドメスティック・バイオレンス等の暴力の防止等により、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくりを目指します。

3. 施策の体系

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、4つの基本目標を達成するための重点課題と施策の方向を次のとおりとします。

基本目標	重点課題	施策の方向
1 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の啓発	(1)広報・啓発活動の推進 (2)男女共同参画に関する情報の収集と提供
	2 男女共同参画に関する学習の推進	(1)幼児期教育や学校教育等の推進 (2)家庭における教育の推進 (3)男女共同参画に基づく生涯学習の推進
	3 男女の人権の尊重	(1)互いの人権を尊重する意識の醸成 (2)メディアにおける人権尊重の推進
2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進	1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進	(1)家庭生活における男女共同参画の推進 (2)地域社会における男女共同参画の推進 (3)防災対策における男女共同参画の推進
	2 庁内における男女共同参画の推進	(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2)女性の職域拡大と人材育成
	3 様々な分野での男女共同参画の推進	(1)女性のチャレンジ支援の推進 (2)女性団体等の活動支援の推進 (3)まちづくりにおける男女共同参画の推進
3 働く場における男女共同参画の推進	1 職場における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画に配慮した職場環境の整備 (2)職場のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた取組
	2 仕事と家庭、社会活動等の両立支援	(1)多様な働き方ができる就業環境の整備 (2)子育て支援策等の充実
	3 自営業における男女共同参画の推進	(1)方針決定過程への女性の参画促進 (2)就業条件と環境の整備
4 安心・安全な男女共同参画社会づくり	1 高齢者・障がいのある人、困難に直面する人への支援の充実	(1)高齢者・障がいのある人への自立支援の充実 (2)高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実 (3)ひとり親家庭への支援体制の充実
	2 生涯を通じた健康支援	(1)男女の健康管理対策の推進 (2)生涯を通じた健康づくりの支援
	3 あらゆる男女間の暴力の根絶	(1)配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (2)相談支援体制の充実 (3)被害者の保護・自立のための支援 (4)加害者に対するカウンセリング等の支援

▲
【基本理念】
 だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく、きらめく、まち南丹市
 ▼

第5章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

■重点課題1 男女共同参画の啓発

男女共同参画を推進するためには、社会における男女平等を促進し、ジェンダーに基づく不平等や差別をなくすために様々な取組を進め、市民全員が理解を深めることが重要です。

このため、市が展開する多様な媒体やフォーラム・講演会・講座等を通じて、男女の人権を尊重する意識の醸成に努めるとともに、幅広い年齢層に向けた啓発活動を促進します。

また、市の男女共同参画推進についての取組やその進捗状況について、広く市民に情報を公開します。

(1) 広報・啓発活動の推進

番号	具体的施策	施策の内容
1	多様な媒体を利用した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報誌やホームページ、公式 SNS 等の多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報や、社会における女性の活躍に関する情報の広報、啓発を行います。
2	講演会・講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間（毎年6月23日から6月29日までの一週間）に合わせて、関係機関と連携してフォーラムや講演会等を開催します。 男女共同参画社会の推進につながるスキルアップ講座や、男性向けの育児教室・料理教室等を開催します。 講演会・講座等の参加者増加を目指し、さらなる広報活動の充実に努めます。
3	「特定事業主行動計画」の進捗状況の公開	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」の進捗状況を定期的に調査し、結果の把握と分析を行い、多様な媒体を活用して公開します。

コメント 23

「様々な媒体」から「多様な媒体」へ変更しました。

コメント 24

「広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブック、LINE などの多様な媒体」から「市の広報誌やホームページ、公式 SNS 等の多様な媒体」へ変更しました。

(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

番号	具体的施策	施策の内容
4	男女共同参画に関する調査・研究	○ 男女共同参画について、市民意識や企業・団体における取組状況の調査を行い、その結果を速やかに公開し、施策に反映できるように情報発信に努めます。
5	男女共同参画に関する情報の収集・提供	○ 国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物等を収集し、市役所及び各支所等にて掲示及び設置を行うとともに、様々な事業所や組織等において啓発する機会をつくるなど、市民への情報提供に努めます。

■重点課題2 男女共同参画に関する学習の推進

市民意識調査の結果をみると、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が、男女共同参画社会の実現に必要なであるとの意見が、前回調査に引き続き最も多くなっています。

教育や保育に携わる人々が男女共同参画への理解を深め、意識を高めることができるよう、研修を実施するとともに、幼児期から人権意識が根付くよう配慮するなど、男女共同参画の視点に基づく教育の推進に取り組みます。

また、PTA 活動等を通じて家庭に働きかけたり、生涯学習に男女共同参画の視点を盛り込むなど、地域全体に男女共同参画の意識が浸透するよう、引き続き取組を推進します。

コメント 25

「このことから、教職員・保育士等が」から「教育や保育に携わる人々が」へ変更しました。

(1) 幼児期教育や学校教育等の推進

番号	具体的施策	施策の内容
6	一人ひとりの人権を尊重する教育の推進	○ 「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、指導者（教職員等）の研修機会を提供し、就学前から計画的な人権教育・道徳教育の充実を図ります。
7	保育所、幼稚園、認定こども園、学校等での男女共同参画教育の推進	○ 幼児期から男女共同参画の意識が根付くよう、年齢に応じた保育、指導、教育を行います。
8	性別にとらわれない進路・生徒指導の推進	○ 望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取組であるキャリア教育（職場体験活動等）を通じて、固定的性別役割分担意識等にとらわれることなく生徒自らが主体的に進路を選択できるよう、教育活動を継続して推進します。

(2) 家庭における教育の推進

番号	具体的施策	施策の内容
9	家庭における学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭における男女共同参画に対する学習機会を充実させ、家庭の健全な発展と安定に努めます。また、PTA活動を通じて家庭における男女共同参画に関する教育の推進に努めます。 ○ 家庭との連携の強化を図り、両親がともに子育てを行う意識づくりに努めます。

(3) 男女共同参画に基づく生涯学習の推進

番号	具体的施策	施策の内容
10	生涯学習における男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>文化・スポーツ施設</u>で行われる文化活動やスポーツ等の生涯学習の場を活用し、男女共同参画に関する教育の推進に努めます。

コメント 26
公民館を削除しました。

重点課題 3 男女の人権の尊重

男女共同参画を推進するためには、性別に関わりなく、誰もが多様性を尊重し、社会的変化に伴う意識の向上を図ることが重要です。

このため、多様な媒体や機会を通じて人権意識高揚に向けた啓発を行うとともに、人権や男女共同参画の理念に配慮した情報発信の強化に努めます。

(1) 互いの人権を尊重する意識の醸成

番号	具体的施策	施策の内容
11	人権啓発の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市の広報誌やホームページ、公式 SNS</u>等の多様な媒体を活用しながら、人権啓発の取組として、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や講演会、人権学習会等の啓発イベントを開催し、市民への周知を行います。 ○ <u>LGBTQ</u>等性的少数者の人権擁護のため、多様な媒体を活用しながら、理解促進に努めます。

コメント 27
「社会的な変化と意識の向上を」から「社会的変化に伴う意識の向上を」へ変更しました。

コメント 28
「様々な媒体」から「多様な媒体」へ変更しました。

コメント 30
「広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブック、LINE などの多様な媒体」から「市の広報誌やホームページ、公式 SNS 等の多様な媒体」へ変更しました。

(2) メディアにおける人権尊重の推進

番号	具体的施策	施策の内容
12	男女共同参画を進めるための表現の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>男女共同参画</u>の視点から適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。 ○ <u>情報を主体的に読み解き活用していく能力の育成</u>に努めます。

コメント 29
「Q」を追加しました。

コメント 32
「公的機関の発行する刊行物が、」を削除しました。

コメント 31
項目を追加しました。

基本目標2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

■重点課題1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

家庭や地域における特定の性別や年齢による固定的な性別役割分担をなくし、地域で暮らす誰もがワーク・ライフ・バランスを推進して、家事や子育て、地域社会の担い手となる意識を持つよう啓発し、地域活動の活性化につなげることが重要です。

このため、性別に関わりなく誰もが家庭や地域社会の担い手になれるよう、一層の啓発に努めるとともに、育児・介護休業制度の周知や取得促進に向けた取組を引き続き推進します。

また、地域における防災対策において、男女共同参画の視点を踏まえつつ、多様な人々の参画を促進するため、広報・啓発に努めます。

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
13	家庭生活における男女共同参画の推進	○ 固定的な性別役割分担を解消し、男女がともに家事、育児、介護等の家庭的責任を担うことができるよう、講演会や広報等による啓発に努めます。
14	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発	○ 男女がともに家事、育児、介護等の家庭的責任を担う環境を整えるため、育児・介護休業制度の周知とそれらの積極的な取得について、多様な媒体を用いて啓発を行います。

コメント 33

「各種広報媒体」から「多様な媒体」へ変更しました。

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
15	地域活動における男女共同参画の推進	○ 地域の自主的な取組を支援するとともに、男女がともに地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ○ 自治会やPTA、自主防災組織等の地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取り組まれるよう啓発を行います。

(3) 防災対策における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
16	防災活動・災害復興対策における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性別等によるニーズの違いなど、様々な立場の人に配慮した防災・災害復興対策を推進します。 ○ 家庭や地域、企業等における防火・防災に関する講習、また初期消火訓練や災害時等の初動訓練、救急講習等を実施し、男女共同参画の視点による防火、防災・減災対策を推進します。

■重点課題2 庁内における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

本市の管理職や審議会・委員会等への女性の登用は、ある程度進展しているものの、まだ十分とはいえない状況であり、引き続きジェンダー平等の意識を高め、男女共同参画を一層推進していく必要があります。

このため、市政の重要な決定をする場や市（職員）の管理職において、男女のバランスを確保しつつ、女性のリーダーシップを奨励し、性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して活躍できるよう、ジェンダー平等に関するトレーニングや教育プログラムを実施し、働きやすい職場環境の整備に努めます。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

番号	具体的施策	施策の内容
17	審議会等の委員への女性の参画促進	○ 市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会等において、女性委員の占める割合が30%以上となるよう、女性の登用枠の拡大と登用の促進に努めます。
18	公募制度の導入促進	○ 市政により一層の民意を反映させるため、審議会等の委員の公募制度の導入を促進し、女性の登用に努めます。
19	女性の地位向上の促進	○ 研修の講師等、あらゆる人選機会において積極的に女性を登用するなど、社会の様々な分野で女性が占める割合が30%以上となるよう努めます。

(2) 女性の職域拡大と人材育成

番号	具体的施策	施策の内容
20	女性の職域拡大と人材育成及び、管理職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の職域拡大及び能力開発を一層推進するとともに、管理職への登用促進に努め、女性の視点を市政推進に積極的に取り入れていきます。 ○ 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。

■重点課題3 様々な分野での男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

活力のある社会の実現には、女性自身が経済力・知識・技術を身に付け、あらゆる分野に参画するなど、政策や方針決定の場において、性別に偏らない意見が反映されることが重要です。様々な分野における女性の参画は徐々に進んできている一方で、男性に比べ十分に参画・活躍ができていないのが現状です。

このため、女性の就職・再就職に向けた情報提供や相談支援を充実させるとともに、女性の自発的な活動に対する支援等を通じて、女性の自立と能力発揮の場づくりに努めます。

また、地域や団体に対して女性の参画拡大の重要性を呼びかけ、女性の積極的な登用を働きかけていきます。

(1) 女性のチャレンジ支援の推進

番号	具体的施策	施策の内容
21	職業能力等を開発するための支援の充実	○ 女性の職業能力の開発等のため、らら京都や京都ジョブパークとの連携の下、講座等の開催情報や、起業に関する情報、学習機会を市役所及び各支所において提供するとともに、相談環境を整えるなど、女性の起業を支援します。
22	再就職希望者に対する情報提供や講座の開催	○ 再就職希望者に対し、公共職業安定所等関係機関との連携の下、就活に関わる情報提供や就職活動セミナー等を行います。

(2) 女性団体等の活動支援の推進

番号	具体的施策	施策の内容
23	女性の交流、活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動が行え、広い視野が養えるよう、啓発活動を中心に女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。 ○ 若い世代に参加してもらうため、活動内容を広く周知し人材確保に努めます。
24	男女共同参画推進拠点の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性団体やグループ等の地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、誰もが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。

(3) まちづくりにおける男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
25	地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、南丹市まちづくりデザインセンター等の関係機関と連携して、人材育成や情報・学習機会等の環境づくりに努めます。

